

《論説》

一人会社と英法系会社法における規制（二）

——イギリス法およびオーストラリア法の立場——

- 一 はじめに
- 二 イギリス会社法による一人会社の容認
  - （一）一九九二年会社法規則制定前のイギリス会社法の立場
  - （二）一九九二年の一人会社に関する会社法規則の制定
- 三 現行イギリス会社法における一人会社の規制
  - （一）一人私会社の設立
  - （二）一人私会社の組織・運営（以上、本誌第一〇巻三・四号）
- 四 現行オーストラリア会社法における一人会社の規制
  - （一）オーストラリア会社法の実質的統一と私会社制度の変遷
  - （二）一九九五年第一次会社法簡素化法による一人会社の容認
    - （1）一人私会社の設立
    - （2）一人私会社の組織・運営（以上、本号）

酒 卷 俊 之

## 五 兩法制の比較検討とその示唆

## 四 現行オーストラリア会社法における一人会社の規制

(一) オーストラリア会社法の実質的統一と私会社制度の変遷

(1) 連邦会社法制定を通じてのオーストラリア会社法の実質的統一

現在のオーストラリアは、周知のようにイギリスの植民地から脱却した連邦制の国家であり、ニュー・サウス・ウェールズ、ヴィクトリア、クィーンズランド、西オーストラリア、南オーストラリア、タスマニアの六州 (States) と、首都特別地域 (Australian Capital Territory)、北部特別地域 (Northern Territory) およびパプア・ニューギニア (Territory of Papua and New Guinea) の三つの準州 (Territories) をもって構成されている。会社立法権は、憲法上これら各州に属するものとされているので、これまで各州ごとに会社法が制定されてきたが、州法の規制内容が異なることによる企業活動の支障を除去する目的で、一九六一年から一九六三年にかけて各州が立法モデルとしての統一会社法 (Uniform Companies Act) にもとづく州会社法を可決成立させ、また準州には連邦政府がほぼ同一内容の会社勅令 (Companies Ordinances) を制定して統一を図った<sup>(1)</sup>という経緯がある。

しかし、統一法は当初は画期的な成果といわれたが、その後の経験は、改革をさほど伴っていなかったこともあって、技術的にも失敗であり、不完全な法の統一はその時点での可能性を示す以上のもではないことを証明したと評されている。<sup>(2)</sup>特に投資者保護の点で欠陥を露呈したことから、同法の問題点を検討したイーグルストーン委員会 (Eagleson Committee) 報告書の勧告の多くが、一九七一年から一九七二年にかけて立法化された。それでも統一を維持することは容易ではなく、インサイダー取引に関する統一立法とは異なる幾つかの離脱があり、またニュー・サウス・

ウェールズ州は他の州法とは異なる規定を採択した。さらに証券業や証券取引に関して連邦レベルと州とで別個の立法がなされたことや、連邦政府による一方的な全国会社法制定の試みなどを経て、一九八九年に連邦議会は州の協力を必要としない会社および証券に関する全国立法としての一九八九年連邦会社法 (Corporations Act) と、同時に会社規制を管轄するオーストラリア証券委員会法 (Australian Securities Commission Act) を制定した。

これに対し、ニュー・サウス・ウェールズ、西オーストラリア、南オーストラリアの三州から連邦最高裁判所に対し連邦の立法権の範囲を争う憲法訴訟が提起され、裁判所は前記の連邦会社法につき違憲判断を下した。そのため連邦政府と各州間で一九八九年会社法の運用をめぐる協議され、一九九〇年に合意が成立した。その結果、会社法およびオーストラリア証券委員会法の適用範囲は首都特別地域に限定されるが、その内容は各州および北部特別地域については州法および準州法として採択され、形式的には州法・準州法であるが実質的には連邦を通じての会社法の統一が漸く実現されることになった。そこで、以下において、本稿ではこの一九八九年法をオーストラリア会社法ということにする。<sup>(3)</sup>

## (2) オーストラリア会社法における私会社制度の変遷

すでに別稿で紹介したこともあるが、オーストラリアにおける私会社 (proprietary company)<sup>(4)</sup> 制度の法定は、意外にもイギリス法に先行するものであった。イギリスでは一八六二年の会社法にもとづいて設立された多くの株主数の少ない会社が、株式を公募することもなく株式の譲渡を制限して活動していた。したがって、私会社 (private company) という概念はすでに一八六〇年代から経済社会においてひろく認識されていたが、それを法形態として法認したのは一九〇七年の会社法であった。会社企業の実態はオーストラリアでも同様であったから、一八九五年に公表されたイギリス会社法改正に関するデーヴィ委員会 (Davey Committee) の勧告をいち早く一八九六年のウィクトリ

ア州会社法が採択して、会社を公募会社 (public company) と私会社に区分して、私会社制度を法定して以来、他州法にもそれが急速に普及することになった。<sup>(6)</sup>

もつとも、オーストラリアにおける会社の基本形態が、株式会社 (company limited by shares) と保証有限責任会社 (company limited by guarantee) および無限責任会社 (unlimited company) であることは、他の英法系諸国法の場合と同一である。<sup>(7)</sup> 当時はこれらのすべての会社について、株式や社債の公募ができる公募会社と非公開の私会社の区分が適用されたが、実際には会社形態選択の実態を反映して実質的には株式会社の区分として機能したことも、他の諸国におけるとほぼ同様である。ただ、前記の一八九六年のウィクトリア州法が定めた私会社の要件は、イギリス法のそれと必ずしも同一ではない。同法二条は、私会社を、(i) 社員数が二十五人以下であり、(ii) 社員以外の者から資金の借入をしておらず、(iii) その商号の一部に私会社たることを示す “proprietary” またはその略語たる “pty.” の語を使用し、かつ (iv) その他の他の若干の手続的要件を充たすものをいう、としていた。社員数の制限がイギリス法の五〇人以下に対し、二五人以下とされていたのは、おそらく当時のオーストラリアにおける企業実態と企業規模を前提としていたからである。<sup>(8)</sup>

それが、既述の一九六二年の統一会社法 (Uniform Companies Act) のもとで、一九四八年のイギリス会社法にならってほぼ同一の私会社たるための要件が規定されることになった。すなわち、基本定款または附属定款をもって、(i) 株式の譲渡を制限し、(ii) 社員数を五〇人以下に制限し、(iii) 株式または社債の公募を禁止するとともに、(iv) 一定期間にわたる、もしくは払込の催告で支払われる金銭の会社への預託を公衆から受けることを禁止することであり、それに商号の一部に私会社たることの表示 (pty.) が必要とされた (統一法一五一条一項・二二条五項)。そして、この私会社以外の会社が公募会社とされ (統一法一五一条一項、私会社には公募会社に適用される会社法規制の一部の

適用免除が認められた。

それに加え、統一会社法は、一九四八年のイギリス会社法にならない、この私会社をさらに前記の要件を充たす通常の私会社 (ordinary or non-exempt proprietary company) と、それ以上の特定の要件を充足した特例私会社 (exempt proprietary company) とに区分し、その規制内容に差を設けた。後者は、他の会社による外部からの支配がない純然たる家族的事業を営むとみなされる要件を充たす私会社であり (統一法五条七・八項)、公募会社だけでなく通常の私会社に対する関係でも、計算関係の非公開など多くの規制の適用免除が認められた。<sup>(9)</sup>

イギリス法にならって、このような私会社の再区分を行ったのはオーストラリア法のみであり、しかも一九六七年の会社法改正によってイギリス法自体が特例私会社の制度を廃止した後も、オーストラリア法は依然としてこの区分をとり続けた。したがって、既述の一九八九年の連邦会社法も、この私会社の再区分とそれぞれの規制の差異を受け継いでいた。しかし、公募会社と通常の私会社にも強制される監査済の計算書類をオーストラリア証券委員会 (Australian Securities Commission, ASC と略称される)<sup>(10)</sup> に提出する義務の免除という特典に着目した大企業が、これを悪用する弊害が続出し、私会社再区分の意義が失われた。

そこで、一九九五年の第一次会社法簡素化法 (the First Corporate Law Simplification Act) は、私会社を通常の私会社と特例私会社とに区分することに代えて、企業規模の基準を導入し、改めて私会社を大私会社 (large proprietary company) と小私会社 (small proprietary company) とに区分し直し、後者に限って計算関係の非公開・法定監査の免除をはじめとする特典を与えることにした。<sup>(11)</sup>

この小私会社たるためには、以下の私会社一般の要件を充たしたうえで、さらに一定の規模の基準を充たすことが必要である。この小私会社の要件に該当しない私会社が大私会社とみなされ (会社法四五条 A)、これら私会社以外の

会社が公募会社 (public company) とされる (会社法九条)。

まず、一九九五年以降の現行法のもとの私会社一般の要件としては、次の三つがある。第一は、私会社は、株式会社か、株式資本を有する無限責任会社 (unlimited company with share capital) のいずれかでない限りはならない (会社法一一六条二項)。第二は、従業員以外の株主が五〇人を超えてはならない (会社法一一六条二項b号)。私会社がこの第一および第二の要件に違反したときは、証券委員会は公募会社への転換を命ずることができる (会社法一七〇条)。第三は、会社法第七章 (証券) 第七二部にもとづく証券発行のための目論見書の届出を要するような活動をしてはならない (会社法一一六条四項)。これらは法定の要件であり、それを遵守する会社が私会社として位置づけられ、その商号の末尾の「有限責任」(Limited, Ltd.) の語の直前に、「私会社たることを示す“Proprietary”もしくはその略語である“Pty.”の表示を付記すること」を要する (会社法三六八条三項)。無限責任の私会社であるときは、その商号の末尾に“Pty.”の語のみを付記することになる。

これらの私会社一般の要件を充たした会社には、以下のような主要な特則および会社法の規制の適用免除が認められる。<sup>(12)</sup> すなわち、

(一) 公募会社を設立するには基本社員たる基本定款署名者 (subscriber to the memorandum) が五人以上存在することが要求されるが (会社法一一四条二項)、私会社の場合には一人で足りる (会社法一一四条一項)。なお、一九九五年の改正前の私会社の場合 (一九九五年の改正前) は二人の基本定款署名者が要求されていた。

(二) 会社の設立にあたっては、登記の申請書を証券委員会に提出しなければならない。公募会社の場合は、それに設立されるべき会社の基本定款および附属定款の添付を要するが、私会社の場合は、基本定款の添付は必要でなく、登記申請書に設立されるべき会社が私会社である旨と基本定款記載事項の一部を記載することで足りる (会社法一一

八条)。

(iii) 公募会社について三人以上要求される取締役が、私会社の場合は一人で足りる(会社法二二二条)。これも従前は私会社についても二人以上の取締役の選任が要求されていた。

(iv) 公募会社の取締役には七二才という定年制が適用されるが(会社法二二八条)、私会社には適用されない。

(v) 公募会社の場合は毎年一回以上の年次株主総会の開催が必要であるが(会社法二四五条)、私会社については年次総会の開催は義務づけられない(同条二項A)。

ついで、その私会社が、以下の三基準のうち二つ以上を充足するときは、その会計年度において小私会社とみなされる(会社法四五条A)。すなわち、

a 当該会社およびその従属企業の当該会計年度における連結した経常収益の総額が一〇〇〇万オーストラリア・ドル以下であるとき

b 当該会社およびその従属企業の当該会計年度末における連結した総資産の額が五〇〇万オーストラリア・ドル以下であるとき

c 当該会社およびその従属企業が雇用する従業員が当該会計年度末に五〇人以下であるとき、である。

当該会社が公募会社または大私会社である場合には、一般に適用される会計基準に従って年次計算書類を作成し会計監査役(auditor)による会計監査を受けたうえで、<sup>(13)</sup>その謄本を株主に送付するとともに、年次報告書(annual report)に添付して証券委員会に提出しなければならない。しかし、小私会社の場合は、年次計算書類の作成および会計監査に必要かつ十分な会計記録(accounting records)を保管すること足りる。ただし、証券委員会または議決権株の五%を有する株主の請求があれば、計算書類の作成または会計監査を受けることが必要となる(会社法二八三条)<sup>(14)</sup>。

- (1) 一九六二年の包括的な模範会社法案としての統一会社法にもとづく各州会社法の実質的統一の経緯と同法の主要な特色については、浪川正巳「オーストラリアにおける会社法の改正」愛知学院大学法学研究五卷一・二号一五頁以下（同・オーストラリア会社法の研究（一九九九年、成文堂）所収一頁以下）、栗山徳子「オーストラリア・カナダにおける会社法統一運動」立正法学二卷二号七九頁以下参照。Parsons, Uniform Company Law in Australia, 1962 J. B. L., pp. 235-236; Baxt, A European Company Law—The Australian Lesson (The Harmonisation of European Company Law, ed. by Schmitthoff, 19739,) pp. 179-186.
- (2) Ford, Austin & Ramsay, Ford's Principles of Corporations Law (8th ed. 1997), p. 46.
- (3) 連邦会社法制定の経緯と州法との関係については、上田純子「西太平洋地域における英連邦諸国会社法の変遷(二)」名古屋大学法政論集一四六号六二五頁以下、安田信之「上田純子」オーストラリア会社法・証券規制の改正の動向」国際商事法務二〇巻八号九五二頁以下。その詳細とその後の立法の推移については、Ford, Austin & Ramsay, supra. 2, pp. 46-56, 61-66; Roman Tomasic & Stephan Bottomley, Corporations Law in Australia (1994), pp. 17-31.
- (4) 拙稿「有限会社法の規制分化——英法系の私会社制度の変革を参考として」奈良法学会雑誌九卷三・四号二四八頁以下参照。
- (5) オーストラリアでは、他の英法系諸国と異なり私会社について private company の語を用いず、proprietary company の語を使用している。もっとも、南オーストラリア州法は、以前、公募会社 (public company) と私会社 (proprietary company) 以外に、公募会社に適用される開示要件を充足しないでも公衆に資金の貸付・預金を勧誘できる第三類型の会社としての private company を認めていた。
- (6) Ford, Austin & Ramsay, supra. 2, p. 148. 酒巻俊雄「英連邦諸国の私会社制度」早稲田法学五三卷一・二合併号四四一—四五頁、浪川・前掲書注(一)四二—四三頁。
- (7) これらの会社の種類については、浪川・前掲書四〇—四一頁参照。
- (8) 浪川・前掲書注(一)四四頁。
- (9) 酒巻・前掲注(6)四五・四八頁、浪川・前掲書注(一)四四頁。Baxt, An Introduction to Company Law (4th ed. 1987), pp. 18-20.; Lipton and Herzberg, Understanding Company Law (7th ed. 1998), pp. 75-76.; Ford, Austin & Ramsay, supra. 2, p. 150.



(10) 連邦会社法のもとでは、同時に成立した一九八九年のオーストラリア証券委員会法にもとづく証券委員会が会社法の運用に関する監督官庁となった(会社法二条)。連邦会社法は、既述のように首都特別地域にのみ直接適用されることになり、実質は州法および準州法に規定された結果、証券委員会の権限も各州法および準州法に根拠規定が置かれている。

(11) Lipton and Herzberg, *supra*. 9, p. 76.; Ford, Austin & Ramsay, *supra*. 2, pp. 150-151.

(12) 浪川・前掲書注(一)四九一五二頁、拙稿・前掲注(4)二五二頁。Lipton and Herzberg, *supra*. 9, pp. 72-75. なお、私会社に認められる適用免除の詳細は、Ford & Ramsay, *Guide to the First Corporate Law Simplification Act* (1996), pp. 5-6.

(13) 公募会社の場合、会計監査役は会社から独立した会計士であることが要求されるが、私会社の場合は、その会社の役員 (officer) である者、役員のパートナー・使用者または使用人、役員の使用人のパートナーまたは使用人である者も認められる(会社法三二四条一項f号)。

(14) Lipton and Herzberg, *supra*. 9, p. 77.

(二) 一九九五年第一次会社法簡素化法による一人会社の容認

前述したように、一九九五年第一次会社法簡素化法によって、私会社については、それが大私会社であると小私会社であるにもかかわらず、基本社員が一人である会社の設立と、一人の取締役による会社運営が認められることになった。一人株主が同時に一人の取締役を兼ねる場合も生じるので、それらの各場合に関する特殊な法律関係について規定が置かれている。

(1) 一人私会社の設立

オーストラリアにおいても一般会社の設立については、設立登記の方法による手続が採られている。一人会社の設立は私会社にのみ認められるので、選択の対象となる会社形態は、株式会社か株式資本を有する無限責任会社のいずれかである。イギリス法のもとでは株式会社か株式資本を有する保証有限責任会社に限定されているのと異なる。

公募会社設立の場合には、会社の設立をしようとする基本定款署名者は、設立されるべき会社の基本定款および附属定款を作成した後、一定の事項を記載した所定の形式の登記申請書 (the application for registration) に、これらの基本定款および附属定款と所定の文書 (取締役の就任承諾書、会社の本店所在地を記載した通知) を添付し、登記手数料を支払って、オーストラリア証券委員会に届け出なければならぬ (会社法二一八条一項・二項)。証券委員会は、これら法定要件の充足を確認すると、会社の登記をしようとして設立証明書 (certificate of registration) を発行する (会社法二二一条一項)。この証明書は登記の日付を特定しかつその日に法人たる会社が成立した旨と、会社の種類およびその会社が公募会社か私会社かの区別を記載している (同条二項―四項)。提出された基本定款は証券委員会のデータベースを通じて公衆の閲覧に供される。<sup>(15)</sup>

基本定款の記載事項は、株式会社については、(a) 会社の名称、(b) 会社の株式資本の額と株式資本が一定額の株式に分かたれること (この記載は株式資本を有する場合でも無限責任会社には適用されない)、(c) 社員の責任が有限であること、(d) 基本定款署名者が会社を設立しかつ特定数の株式の取得に合意する旨の記載、すなわち社団結成条項 (association clause)、および (e) 基本定款署名者の氏名・住所と職業を記載して署名する署名者条項 (subscriber clause) である (会社法一一七条)。会社が目的条項を記載するか否かは原則として任意である。<sup>(16)</sup>

これに対し、私会社設立の場合は手続に若干の違いがある。設立されるべき会社の基本定款の作成は必要であるが、登記申請書を証券委員会に提出する際、これに添付することは必要とされない。その代わり、登記申請書に設立されるべき会社が私会社である旨と、基本定款記載事項の一部、すなわち前記記載事項のうち (a) (b) (c) (e) を記載することを要する (同条三項)<sup>(17)</sup>。一人会社の基本定款には、社団結成条項は不要であり、基本定款署名者一人による会社設立の意図の表明と一株以上の株式取得と署名がなされる形での最終条項となる。この私会社の設立申請書も公衆の

閲覧に供される。

附属定款の作成および提出は、保証有限責任会社、株式・保証有限責任会社および無限責任会社を除くすべての会社（公募会社たると私会社たるとを問わない）にとつて任意である。証券委員会に附属定款を提出しなかつた会社は、会社法付則一・付表Aの模範附属定款を採択したものとみなされる（会社法二二五条）。

以上のような会社設立手続を、一九九六年の第二次会社法簡素化法案（the Second Corporate Law Simplification Bill）は、さらに簡素化することを提案している。まず、既述のように現行法上公募会社の設立には五人以上の基本社員の存在が要求されるが（会社法一一四条）、それを私会社と同様に一人で足りるものとする。また、会社設立に際して作成される基本定款の制度を廃止し、会社の基本的構成は会社法が定める代替的規制に委ねるか、当該会社の特別の必要に応じて作成される附属定款によるかの選択を会社にさせることとし、会社法の代替的規制の一部が私会社に適用される。その結果、会社の登記申請書（現行のものより記載事項が拡大される）を証券委員会が受理することで会社<sup>(18)</sup>が成立するというものである。

## (2) 一人私会社の組織・運営

株式会社の運営管理に関する機関が株主総会（general meeting of members）と取締役（the directors）であることは、公募会社たると私会社たるとを問わず同一である。ただ、会社を社員の契約的結合とするイギリス法のもとでは、既述のように、依然として取締役の権限はすべて株主に由来するものとみるので、その制度内容も専ら定款規定を通じて社員間契約によつて規制されることになり、取締役の権限関係も主として附属定款によつて定められる。しかも、その権限は、取締役の全体（the directors）に対して与えられたものであり、原則として取締役会（board of directors）を通じて行使され、それにもとづく実際の執行行為は取締役のなかから任命される業務執行取締役（manag-

ing director) に委ねられることになる。<sup>(19)</sup>

オーストラリア法における株式会社の機関体制もこれとほぼ同一であるが、それを支える現行法の基礎理論はイギリスと異なつて取締役会を株主総会に従属するものとみる代理理論 (agency theory) にはよらず、むしろ株主総会と取締役会とは会社法および附属定款によつて別個に権限の配分がなされた二つの機関とする立場に立脚する傾向が強い。<sup>(20)</sup> 附属定款は会社業務に関する広範な権限を取締役に付与しているのが通例であり、その典型例が会社法付表 (Table) A の模範附属定款の規定六六条である。同条は、会社の業務は取締役によつて運営されるべきこと (the business of company shall be managed by the directors) を定める。その結果、取締役は特に株主総会に付与された権限を除く会社のすべての権限を行使することができ、その権限は株主総会からではなく附属定款によつて付与されたものとみる。理論的には公開会社の取締役会を、所有と経営の分離を背景に、株主総会に由来するものではない業務執行に関する最高・固有の権限を有する機関と位置づけるアメリカ法の立場に接近する動きがみられるようであり、イギリス法とアメリカ法との折衷的立場に変化しつつあるといえそうである。

反面、オーストラリア法は、一つの会社法のなかに所有と経営が分離していない閉鎖的会社としての私会社制度を包含している。さらに、これらの会社について一人会社を認め、一人株主が一人取締役を兼ねる事例すら許容している。このように一つの理論で規律できない実態を一つの会社法の規制のみで処理しようとするため、次に述べるようなこれらの各場合に対応しうろような詳細な特則を設けることが必要となるのであろう。これらは、会社法のなかに (会社法第一・五部)<sup>(21)</sup> 「小企業ガイド」 (Small Business Guide) として挿入されており、小企業が利用する最も一般的な会社形態である私会社たる株式会社 (proprietary companies limited by shares) に適用される会社法の主要規制を要約し、利用の指針が示されている。<sup>(22)</sup>

- (15) Tomasic, Jackson & Woelner, *Corporations Law: Principles, Policy and Process* (3rd ed., 1996), pp. 163-166; Lipton and Herzberg, *supra.* 9, p. 89.
- (16) Lipton and Herzberg, *supra.* 9, p. 89.
- (17) Lipton and Herzberg, *supra.* 9, pp. 53-56.
- (18) Lipton and Herzberg, *supra.* 9, pp. 54, 60. なお、第二次会社法簡素化法案の一九九五年の草案については、Tomasic, Jackson & Woelner, *supra.* 15, pp. 164-165.
- (19) 拙稿「一人会社と英法系会社法における規制(一)」本誌一〇卷三・四号一〇一—一〇二頁。
- (20) Lipton and Herzberg, *supra.* 9, p. 325.
- (21) 会社法第一・四部 (Part 1, 4) は、会社法を利用する者の援けとなる技術的規定として、第二一条丁に「小企業ガイド」の規定を置き、同条二項は「本法にもとづき証券委員会が発する規則または文書に反映させる必要がある改正がなされたときは、本法第一・五部の小企業ガイドを修正することができると定め、会社法第一・五部に「小企業ガイド」を定めている。
- (22) Ford, Austin & Ramsay, *supra.* 2, pp. 148-149.; Lipton and Herzberg, *supra.* 9, p. 71. また、小企業ガイドの具体的な容は、Lipton, Herzberg & Nessen, *Essential Corporations Legislation* (1998 ed.), pp. 463-473. を参照せよ。

(未完)